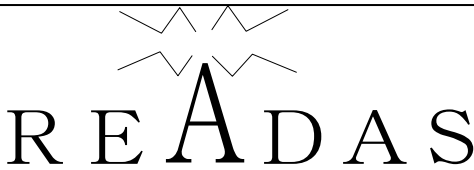


第 5210 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 20日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◆ 無申告加算税の不適用制度の改正

Q：うっかりミスで申告するのを忘れたという場合の宥恕規定が改正されたとか。どのようなになったのですか？

A：1ヶ月以内に延長されました。

【解説】

法人税や所得税などでは申告書の提出期限が定められており、期限内に提出なかった場合（期限後申告をした場合）には、ペナルティとして、原則として、納付すべき税額に対して50万円までは15%、50万円を超える部分は20%、の割合を乗じて計算した無申告加算税が課せられることとなっています。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、この無申告加算税が5%の割合を乗じて計算した金額に軽減されます。

また、法定申告期限から2週間以内に期限後申告がされ、期限内申告をする意思があったと認められる次の場合のいずれにも該当するときは、無申告加算税は課されないとされています。

- ① その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限までに納付していること
- ② その期限後申告を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ、期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと

平成27年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税からは、この2週間以内が1ヶ月以内に延長されることとなりました。

